

公立大学法人福島県立医科大学共同研究取扱細則

(平成18年4月1日細則第11号)

一部改正 平成20年4月1日細則第2号

一部改正 平成30年5月14日細則第11号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 共同研究の取扱いについては、法人の会計規程その他に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

(定義)

第3条 この細則における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「共同研究」とは、次のものをいう。
 - ア 法人において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受入れて、法人の教職員が民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
 - イ 法人及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、法人において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受入れるもの
- (2) 「民間等共同研究員」とは、民間機関等において、現に研究業務に従事している者で、共同研究のために在職のまま法人に派遣されるものをいう。
- (3) 「研究担当者」とは、共同研究を担当する法人の教職員及び民間機関等において共同研究に従事する者をいう。
- (4) 「研究代表者」とは、研究担当者のうち研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ法人の教職員をいう。
- (5) 「知的財産権」とは、公立大学法人福島県立医科大学知的財産取扱規程（以下「知的財産取扱規程」という。）に定める知的財産権をいう。

(受入れの原則)

第4条 共同研究は、教育研究上有意義であり、かつ、法人の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められ、かつ優れた研究成果を期待できる場合に限り、受け入れるものとする。

(受入れ手続き)

第5条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、共同研究申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項により申請書が提出された際は、研究代表者及び研究代表者の所属する講座等の長（以下「所属長」という。）へ、申請書の写しをもって通知する。
- 3 研究代表者は、所属長が支障ないと認めるときは、共同研究受入承諾書（様式第2号）を

理事長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第6条 前条第3項の規定による共同研究受入承諾書の提出があったときは、理事長は共同研究の開始に必要な手続を確認のうえ、共同研究の受入れを決定し、民間機関等の長に対し共同研究受入決定書(様式第3号)を交付する。

2 理事長は、前項により共同研究の受入が決定したときは、所属長を経由して研究代表者へ通知するものとする。

(契約)

第7条 理事長は、前条の通知を行った後速やかに民間機関等の長と契約を締結するものとする。

(共同研究に要する経費)

第8条 法人は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、法人における共同研究に要する経費のうち、特に必要となる直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び当該研究の遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合算額を負担するものとする。

3 民間機関等の負担する間接経費の算出方法等については、役員会において決定する。

4 民間機関等は、本学及び民間機関等における共同研究遂行のため、前項に掲げる経費に加え、民間機関等における研究に要する経費等を負担するものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、法人は、本法人における共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができるものとする。

6 共同研究の実施に当たり、民間機関等が民間等共同研究員を法人に派遣する場合は、派遣期間に応じ一人につき一月(一月に満たない場合は一月とする。)3万5千円を直接経費に加算するものとする。

(研究費の納付)

第9条 民間機関等は、共同研究契約締結後、所定の期日までに共同研究に要する経費を納付しなければならない。

(設備等の取扱い等)

第10条 法人における共同研究に要する経費等により、研究の必要上、法人が新たに取得した設備等は、原則として法人の所有に属するものとする。

2 法人及び民間機関等における共同研究に要する経費等により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

3 法人は、法人で行う共同研究の遂行上、必要な場合には、民間機関等からその所有に係る設備を受入れることができるものとする。

4 前項の設備等の搬入及び搬出に要する経費は、民間機関等の負担とする。

(研究場所)

第11条 法人の教職員は、共同研究のために必要な場合は、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

(研究の中止又は延長)

第12条 研究代表者又は民間機関等の長は、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、速やかに共同研究中止・期間延長承認申請書(様式第4号)を当該所属長を経て、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、共同研究の遂行上やむを得ないと認めたときは、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長することを決定し、共同研究中止・期間延長決定通知書(様式第5号)を研究代表者、民間機関等の長に通知するものとする。

3 理事長は、前項の決定をしたときは、速やかに民間機関等の長と協議の上、変更契約を締結するものとする。

4 当該共同研究を中止した場合において、納付された共同研究に要する経費の額に不用が生じたときは、不用となった経費の全部又は一部を返還することがある。

(発明等の届出等)

第13条 研究代表者は、共同研究の結果、発明等を行った場合は、知的財産取扱規程に基づき、速やかに理事長へ届け出るものとする。

2 理事長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明が生じた場合には、速やかに相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

3 理事長又は民間機関等の長は、法人の教職員又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。

4 法人の教職員及び民間等共同研究員が共同研究の結果、共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、理事長及び民間機関等の長が共同で出願するものとする。ただし、法人が民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、法人が単独で出願するものとする。

5 法人は、前項本文の規定に基づき共同出願契約を締結する場合は、法人の教職員と民間等共同研究員との持分案を定めた上で、共同出願契約を締結するものとする。なお、理事長は、持分案及び共同出願契約の締結等を医療研究推進センター会議に審議させるものとする。

(優先的实施)

第14条 共同研究の結果生じた知的財産につき法人に帰属する知的財産権等(著作権及びノウハウを除く)について民間機関等又は民間機関等の指定する者から優先的に実施したい旨の申し出があった場合には、民間機関等と協議の上、優先的に実施できる期間を定め、実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第15条 法人は、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、法人に帰属する知的財産権を、共同研究完了の日から一定期間実施しない場合、又は前条に規定する優先的实施期間開始後

一定期間実施しない場合は、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者に、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第16条 法人は、前2条の規定に基づき、当該知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

(完了の報告)

第17条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、完了報告書(様式第6号)をもって速やかに理事長に報告するものとする。

(研究成果及び研究の実施状況等の公表)

第18条 共同研究による研究成果及び共同研究の実施状況等は、原則として公表するものとする。

2 理事長は、必要に応じ、研究成果の公表の時期及び方法について、民間機関等と協議の上、適切に定めるものとする。

(庶務)

第19条 共同研究の受入れに係る庶務は医療研究推進課において処理する。

(雑則)

第20条 この細則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年5月14日から施行し、第6条第1項及び第13条第5項は平成24年4月1日から適用し、第19条は平成28年4月1日から適用する。